

厚生労働省和歌山労働局発表
平成 30 年 11 月 30 日

担 当	厚生労働省和歌山労働局	
	労働基準部	
	監督課長	津田 恵史
	過重労働特別監督監理官	中前 英人
	電 話	073 (488) 1150
	F A X	073 (475) 0113

36（サブロク）協定が変わります！！

～ 36 協定で定める時間外労働に、罰則付きの上限が設けられます～

-  時間外労働（残業）をさせるためには、36 協定が必要です！
-  36 協定で定める時間外労働時間に、罰則付きの上限が設けられました！
-  36 協定の様式も変更されます！

残業時間の上限を法律で規制することは、70 年前（1947 年）に制定された「労働基準法」において、初めての大改革となります。

【36 協定の締結・届出のポイント】

- 1 36 協定とは
労働基準法では、
 - ・ 1 週間について 40 時間、1 日について 8 時間の労働時間の上限
 - ・ 1 週間に 1 日、または 4 週間を通じて 4 日以上の日を与えること
 を規定しています。
この労働時間の上限を超えて残業（時間外労働・休日労働）させる場合は、事前に、「36 協定」（労使協定）を締結し、**労働基準監督署長に届け出なければなりません。**
（ ） 残業させる場合には、割増賃金の支払が必要です。
- 2 36 協定の締結当事者
36 協定は「使用者」と「労働者の過半数代表者」とが締結します。
労働者の過半数代表者は、**民主的な方法で選出された労働者で、管理監督者でない者（監督又は管理の地位にない者）**である必要があります。
- 3 36 協定の内容
・ 2018（平成 30）年 6 月に労働基準法が改正され、36 協定の内容は、**36 協定で定める時間外労働に罰則付きの上限が設けられることとなりました。**（ ）2019 年 4 月施行。ただし、中小企業への適用は 2020 年 4 月。
・ **時間外労働の上限（「限度時間」）は、月 45 時間・年 360 時間**となり、臨時的な事情がなければこれを超えることはできません。
・ 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、**年 720 時間、複数月平均 80 時間**以内（休日労働を含む）、**月 100 時間**未満（休日労働を含む）を超えることはできません。また、月 45 時間を超えることができるのは、年間 6 か月までです。
・ 2019 年 4 月から **36 協定の様式も変更**されます。
- 4 36 協定の届出
36 協定を事業場を管轄する労働基準監督署長に届け出なければ、36 協定で定める範囲であっても時間外労働・休日労働を行わせることができません。
- 5 36 協定の周知
36 協定は、作業場の見やすい場所への掲示や備え付け、書面の交付などの方法により、労働者に周知する必要があります。

詳しくは、
和歌山労働局の
HPに掲載して
いるリーフレット等
を御覧ください。



「36 協定の新指針」



「36 協定新様式」



「サブロク協定を
ご存知ですか？」



「36 協定を締結する際
は、過半数組合・過半数代
表者と、書面により協定を
してください」



「労働時間・休日と
36 協定について」